

○草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付要綱

平成15年7月7日

告示第128号

(趣旨)

第1条 市長は、身体障害者または知的障害者が利用する公共交通機関の交通費負担が軽減されている現状にかんがみ、障害者支援施設等に公共交通機関を利用して通所する精神障害者の交通費負担の軽減を図ることにより、精神障害者の自立、社会参加および社会復帰を促進するため、予算の範囲内において、交通費の一部を補助するものとし、その補助に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者支援施設等」とは、精神障害者が利用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する自立訓練（自立訓練のうち生活能力の向上に係るものに限る。）のサービスを提供する事業所、同条第13項に規定する就労移行支援のサービスを提供する事業所、同条第14項に規定する就労継続支援のサービスを提供する事業所、同条第27項に規定する地域活動支援センターのうち「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める地域活動支援センターⅢ型の事業を行うものおよび滋賀型地域活動支援センターをいう。

2 この要綱において「公共交通機関」とは、人の移動に利用される鉄道、バスなどの運輸機関をいい、通所のために、精神障害者もしくはその家族が使用する自家用自動車または障害者支援施設等が使用する送迎用車両等は含まないものとする。

3 この要綱において「交通費」とは、精神障害者が現に居住する自宅等から障害者支援施設等に公共交通機関を利用して通所する場合の運賃をいい、最も効率的で廉価な方法による通所運賃とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に居住する精神障害者で、障害者支援施設等に通所するもの（その者が18歳未満の場合は、その者を扶養する者）であって、各月において、

4,000円以上の交通費を負担したものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項第5号の規定により移送費扶助の支給を受けている者にあつては、各月において、交通費から移送費扶助額を控除した額が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の提示により割引を受けている者にあつては、各月において、交通費から当該割引を受けている公共交通機関の交通費を控除した額が4,000円以上である者を補助対象者とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象経費は、各年度の4月1日から3月31日までの交通費とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で補助対象者となった場合の補助の対象経費は、補助対象者となった日から、当該会計年度の3月31日までの交通費とする。

（補助額）

第5条 補助の額は、各月の補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、10,000円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助を受けようとする者は、草津市精神障害者障害者支援施設等通所者交通費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、交通費および通所実績証明書（別記様式第2号）および障害者支援施設等の発行する出勤簿の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、8月、12月および翌年度の4月の各月の10日までに行うものとする。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助の可否を決定したときは、申請者に対して、草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第3号）により通知する。

（交付請求）

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、草津市精神障害者支援施設等

通所者交通費補助金交付請求書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、第6条第1項の交付申請書の添付書類により実績報告されたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、第7条第2項に規定する決定通知によってなされたものとみなす。

（補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正な手段により補助を受けたことが明らかになったときは、交付決定を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金決定取消通知書（別記様式第5号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消したときは、草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金返還請求書（別記様式第6号）により補助金の返還を受けることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年7月7日から施行し、平成15年度以後の補助金について適用する。

付 則（平成19年11月8日告示第230号）

この要綱は、平成19年11月8日から施行し、改正後の草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付要綱の規定は、平成19年度以降の補助金について適用する。

付 則（平成21年3月18日告示第39号）

この要綱は、平成21年3月18日から施行し、改正後の草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付要綱の規定は、平成20年度以降の補助金について適用する。

付 則（平成21年12月25日告示第240号）

この要綱は、平成21年12月25日から施行し、改正後の草津市精神障害者支援施設

設等通所者交通費補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度以降の補助金について適用する。

付 則（平成 25 年 4 月 1 日告示第 86 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 8 月 6 日告示第 266 号）

この要綱は、平成 26 年 8 月 6 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 26 日告示第 56 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号(第6条第1項関係)

草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所
氏名 印
助成対象者との続柄()
電話番号(— —)

草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金の交付について、次のとおり申請します。

対象者氏名				
対象者住所				
精神保健福祉手帳	県・都・道 ・府・市	第	号	級
補助対象経費	円			
交付申請額	円			
振込先	振込希望 金融機関名	農協 銀行 信用金庫 支店		
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

- ※ 添付書類：交通費および通所実績証明書(別記様式第2号)
障害者支援施設等の発行する出勤簿の写し
- ※ 振込先は、障害者本人の口座を指定してください。

様式第2号(第6条第1項関係)

交通費および通所実績証明書

補助対象者氏名

年 月	交通費	通所実績
(例) 15/6	★日交通費単価欄 ・ 自宅(〇〇町〇〇)～JR〇〇駅 □□バス 250円 ・ JR〇〇駅 ～ JR〇〇駅 JR 180円 往復交通費(250円+180円)×2=860円 ★月交通費 860円×15日=12,900円	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ 26 27 28 29 ㉖ 31 通所日数(15)日
／	★日交通費単価欄 往復交通費 ★月交通費	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 通所日数()日
／	★日交通費単価欄 往復交通費 ★月交通費	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 通所日数()日
／	★日交通費単価欄 往復交通費 ★月交通費	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 通所日数()日
／	★日交通費単価欄 往復交通費 ★月交通費	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 通所日数()日
備 考	1 「交通費」欄の「日交通費単価」欄は、通所方法、運賃等を記載すること。 2 「通所実績」欄は、通所日を「○」で囲むこと。また、閉所日(休日)を「一」で消すこと。 3 証明書を複数交付する場合は、本紙の写しをとり証明書を作成すること。	

上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日

草津市長 宛 証明者 住所
障害者支援施設等名称
代表者氏名(施設長名) 印

様式第3号(第7条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付(却下)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金につきまして、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり補助します。

補助決定額 円

2 次の理由により却下します。

(理由)

様式第4号(第8条関係)

草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付請求書

年 月 日

草津市長 宛

請求者 住所
氏名 印

年 月 日付けで交付決定のありました草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金について、草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 円

様式第5号(第11条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のありました草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金につきまして、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

交付決定金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定金額	円
取消をした理由	

様式第6号(第11条第3項関係)

草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金返還請求書

年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで交付決定取消のありました草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金について、草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 円

別記様式第1号（第6条第1項関係）

様式第2号（第6条第1項関係）

様式第3号（第7条第2項関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第11条第2項関係）

様式第6号（第11条第3項関係）